

7 豊社総発第 539 号  
令和 7 年 8 月 8 日

事業者の皆様

豊島区福祉部福祉総務課

## 特定施設入居者生活介護の指定に関する有料老人ホーム等の事前相談について

東京都の「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」に基づき、本区への標記の事前相談については、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1. 事前相談の受付について

区の介護保険事業計画に定める「特定施設入居者生活介護」の目標定員数の範囲内で、下記の要件を満たした事前相談を先着順で受け付けます。但し、事前相談の取下げで生じた定員数枠については、区が設ける一定期間内にあった相談の中で、下記の要件がより充足した事前相談を受け付けることとします。

事前相談は、事前に日時を予約の上、区の別紙様式と東京都への事前相談計画書をご用意の上、下記の区担当窓口へお越しくください。

#### 【事前相談受付要件】

- (1) 整備予定の土地使用の確実性が高いこと
  - ・土地の賃貸借契約や売買契約の締結の確実性
  - ・整備予定地に継続的使用を妨げる抵当権等が設定されていない
- (2) 運営事業者の財務・運営状況が健全であること
  - ・原則として、過去 3 期の営業利益が赤字でない
  - ・債務超過でない
- (3) 市場調査に基づく入居者募集計画に具体性があること
  - ・市場調査に基づく需要把握の具体性
  - ・上記の需要と整備計画等の整合性

(4) 立地条件や周辺環境に配慮した計画であること

- ・施設設計における周辺環境への配慮
- ・地域住民への計画説明予定等
- ・ハザードマップや公共機関連携等への考慮

【問い合わせ】

豊島区福祉部福祉総務課施設整備グループ

電話：03-4566-2423（直通）

別 紙

年 月 日

豊島区長あて

名 称

所在地

代表者

特定施設入居者生活介護の指定に関する有料老人ホーム等の  
事前相談の受付要件について

標記の受付要件の充足について、下記により回答します。

施設名（仮称）	
所 在 地	

（１）整備予定の土地使用の確実性が高いこと
（２）運営事業者の財務・運営状況が健全であること
（３）市場調査に基づく入居者募集計画に具体性があること
（４）立地条件や周辺環境に配慮した計画であること

\*必要に応じて資料を添付してください。